平成２２年（フ）第１５８５号
広島県安芸高田市八千代町上根830番地１
債務者　石田　孝紀
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９５号
広島市安佐南区山本５丁目１番３―101号
債務者　石橋　光司
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２６号
広島市中区吉島西１丁目16番10号
債務者　瀬戸　国孝
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１９号
広島市佐伯区楽々園１丁目２番16―104号
債務者　大野　功雄
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２１号
高知市仁井田859番地１
債務者　河野　　惠
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７９号
高知市旭町１丁目73番地　ハウス六本木201
債務者　奥村　幸二
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８１号
高知市西久万31番地５　大井アパート１Ｆ３号室、申立時の住所高知市槇山町12番17号第二明石コーポ205号
債務者　橋本　康子
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７９７号
高知県香南市野市町東野230番地５
債務者　藤本めぐみ
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０９９号
北九州市八幡西区紅梅１丁目１番８―201号
債務者　新宅　俊明
１　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１００号
北九州市小倉北区清水４丁目１番26―607号
債務者　芝田　浩一
１　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１２０号
北九州市小倉北区片野３丁目９番18―302号
債務者　山田あゆみ（旧姓末島）
１　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１４８号
福岡県遠賀郡水巻町杁１丁目１番３号
債務者　酒井　幸二
１　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１９２号
北九州市八幡東区大蔵１丁目１番21―301号
債務者　野中　喜直
１　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１９３号
北九州市八幡西区小鷺田町８番10―204号
債務者　佐藤　昌美（旧姓木下・田村）
１　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１９５号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目12番４―206号
債務者　藤井　壽子
１　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６８７号
熊本市尾ノ上４丁目11番141号　崎山ハイツ101号
債務者　村田　倫子
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８５９号
熊本市二本木３丁目９番26号　ＪＲ二本木アパート31
債務者　上村　俊太
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部